

津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町条例第1号

津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第11条第1項第1号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。